

議案第32号

葛飾区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月4日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

印鑑の登録を受けることができない者から、成年被後見人に法定代理人が同行して申請をする場合を除くほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区印鑑条例の一部を改正する条例

葛飾区印鑑条例（昭和50年葛飾区条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第16条の2」に改める。

第3条第2項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第2号中「成年被後見人」の次に「（第16条の2の規定により法定代理人が同行して次条本文の規定による申請をする者を除く。）」を加える。

第4条ただし書中「登録申請者」の次に「（当該者が成年被後見人である場合を除く。）」を加える。

第5条第1項中「印鑑登録の」を「前条の規定による」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第9条第1項中「代理人」の次に「（当該印鑑の登録を受けた者が成年被後見人である場合は、その者の法定代理人）」を加える。

第16条中「印鑑登録者」の次に「（当該者が成年被後見人である場合を除く。）」を加え、「に規定する」を「の規定による」に改める。

第2章中第16条の次に次の1条を加える。

(成年被後見人の印鑑登録の申請等)

第16条の2 登録申請者又は印鑑登録者が成年被後見人である場合、第4条本文、第11条、第13条又は第14条第1項若しくは第2項の規定による申請等をするときは、法定代理人が当該成年被後見人に同行しなければならない。

2 登録申請者又は印鑑登録者が成年被後見人である場合、第5条第2項又は第10条の規定による申請等を自ら行うことができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、法定代理人により行うことができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。